

宇都宮市上下水道局総合評価落札方式 運用ガイドライン

令和3年4月

宇都宮市上下水道局

目 次

- 1 総合評価落札方式の概要
 - 1-1 総合評価落札方式の意義について
 - 1-2 総合評価落札方式について
 - 1-3 総合評価落札方式の効果について
 - 1-4 ガイドラインの趣旨について
 - 1-5 用語の定義

- 2 本局の総合評価落札方式の概要
 - 2-1 本局が運用する総合評価落札方式について
 - 2-2 技術提案評価方式
 - 2-3 施工能力評価方式
 - 2-4 実績評価方式
 - 2-5 総合評価落札方式の評価項目一覧

- 3 各方式の運用における共通事項
 - 3-1 学識経験者からの意見聴取
 - 3-2 落札候補者の決定方法
 - 3-3 評価値の算定方法
 - 3-4 調査基準価格未満の取扱い
 - 3-5 落札者の決定
 - 3-6 疑義照会

- 4 その他
 - 4-1 ペナルティの設定
 - 4-2 秘密の保持

- 5 ガイドラインの運用について

- 6 資料編
 - 6-1 評価項目及び評価基準
 - 6-2 評価項目算定資料

1 総合評価落札方式の概要

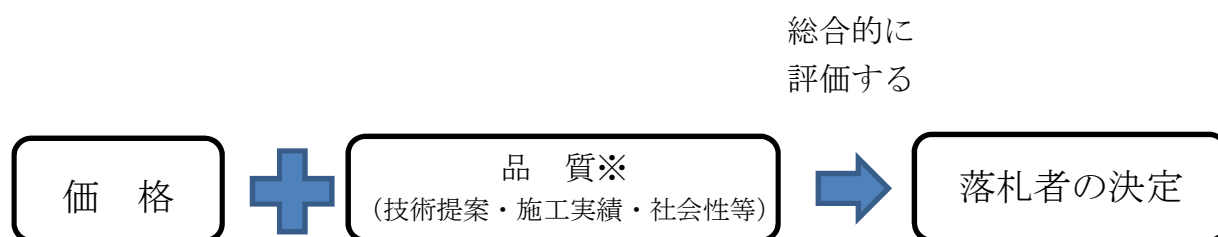
1-1 総合評価落札方式の意義について

総合評価落札方式を実施するにあたり、発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、工事品質の確保や向上に係る技術提案を求めるように努め、価格と技術提案が総合的に最も優れた者を落札者とするのが原則となる。

総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされる。また、技術力競争を行うことが民間企業における技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

1-2 総合評価落札方式について

総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素も含めて総合的に評価する入札・契約方式である。「価格」と「品質」の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことが可能となる。



※品質：総合評価における「品質」とは、工事目的物そのものはもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性等、工事そのものの質も含まれる。

1-3 総合評価落札方式の効果について

総合評価落札方式を実施することにより、次のような効果があり、これにより高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設事業者が成長できる環境が整備される。

- ・ 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができる。
- ・ 必要な技術的能力を有する建設事業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良、不適格事業者の排除ができる。
- ・ 技術的能力を審査することにより、建設事業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設事業者の育成に貢献する。
- ・ 価格と品質の二つの基準で事業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。

1-4 ガイドラインの趣旨について

このガイドラインは、本局の発注工事の品質確保を図るため、品確法、基本方針等に基づき、総合評価落札方式を適用する際の効果的な評価項目の設定基準やその評価方法等の手順を明らかにし、総合評価落札方式の円滑な契約手続きに資するものである。

1-5 用語の定義

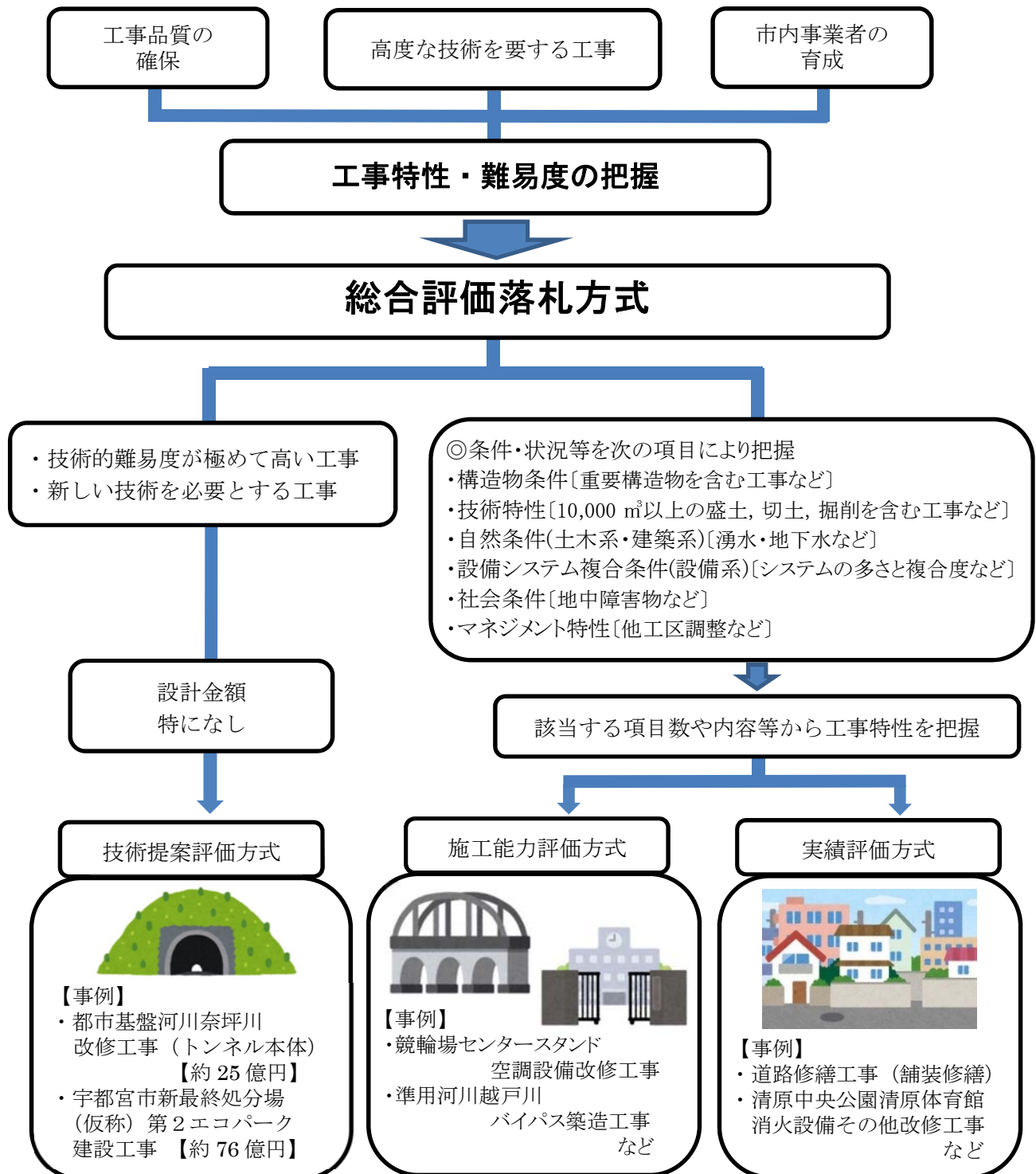
総合評価落札方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する方式 ・ なお、品質には、工事目的物の品質のほか、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実施段階における特性も含む。
総合点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格点と技術評価点を総合した評価点 ・ 施工能力評価方式と実績評価方式において採用
技術評価点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格以外の要素を点数化した値 ・ 施工能力評価方式と実績評価方式については、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目及び評価基準に基づいて技術評価点を算出する。 ・ 技術提案評価方式については、標準点と加算点の合計点とする。
価格点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準価格を入札価格により除した数値を基礎点に乗じて算定した評価点。ただし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は基礎点と同じとする。
評価値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案評価方式において落札者を決定するための指標であり、原則、この値の最も高い者を落札者とする。 ・ 評価値は、技術評価点と価格評価点（入札価格を点数化した値）を合計する。
標準点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案評価方式において、競争に参加するための最低限の要求を満たしている場合に付与する技術評価点を算出する際の基礎点 ・ 入札参加要件を満たした参加者に、標準点として100点を付与する。
加算点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案評価方式において、提出した技術提案書により各競争参加者の技術力に応じて付与される点数
タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価落札方式の類型 ・ 公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、「技術提案評価方式」「施工能力評価方式」「実績評価方式」に分かれている。

2 本局の総合評価落札方式の概要

本局では、公共工事の品質の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10の2第3項による、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者としてすることができる。」と規定された総合評価落札方式を平成18年度から実施している。

2-1 本局が運用する総合評価落札方式について

本局では、工事内容に応じ、次のフローに基づき方式を選択している。



※ 評価方式・選定基準の詳細は「2-2」～「2-4」参照

2-2 技術提案評価方式

技術提案評価方式は、技術的難易度が極めて高く、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが期待できる案件を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案と入札価格を一体として評価する方式

(1) 選定基準

技術的難易度が極めて高い大規模工事や新しい技術を必要とする工事を選定する。

(2) 評価値の算定方法

評価値は、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

・ 除算方式

$$\text{評価値} = \text{技術点} / \text{入札価格}$$

・ 加算方式

$$\text{総合点} = \text{価格点} + \text{技術評価点}$$

(3) 技術点の配点

除算方式における技術点は、標準点と加算点の合計点とする。

- ・ 標準点：入札参加要件を満たした参加者に、標準点として100点を付与する。
- ・ 加算点：技術的難易度を勘案して次の範囲で定めるものとする。
 - 50点（特に高い技術力が必要とされる工事）
 - 40点（高い技術力が必要とされる工事）
 - 30点（技術力が必要とされる工事）

(4) 評価点の配点

加算方式の価格点と技術評価点の配点は合計を100点とし、それぞれの配点は価格点と技術評価点の得点配分50：50から25：75とし、工事内容に応じて適宜設定する。

(5) 加算点及び技術評価点の算定方法

加算点及び技術評価点は、入札者が提出した技術提案書（添付書類を含む。）により、評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

(6) 評価項目

- 評価項目については、次のとおり取扱うものとする。
 - ① 環境の維持
 - ② 交通の確保
 - ③ 特別な安全対策
 - ④ 省資源対策
 - ⑤ リサイクル対策
 - ⑥ ライフサイクルコスト
 - ⑦ 性能の向上
 - ⑧ 機能の向上
 - ⑨ その他（補償費等） など

- 各評価項目に対する技術提案のうち1つでも不採用となる内容がある場合は、当該評価項目の技術提案すべてを不採用とする。

2-3 施工能力評価方式

施工能力評価方式は、発注者の示す仕様に基づき作成された施工計画や、企業の技術力や適切で確実な施工を行う能力（工事成績、施工実績等）と入札価格を一体として評価する方式

(1) 選定基準

発注等級A等級の工事を対象に、当該工事の工事特性（構造物・建物条件、技術特性、自然条件、社会条件、マネジメント特性等）を考慮し選定する。

(2) 総合点の算定方法

総合点は、施工計画の評価が不可でない者で、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合点} = \text{価格点} + \text{技術評価点}$$

(3) 価格点の算定方法

- ・ 価格点は次の算式により算定する。
価格点 = 基礎点(80) × 調査基準価格 / 入札価格 [少数点以下第4位四捨五入]
- ・ 入札価格は各入札者の入札金額（消費税等は含まない。）とし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、価格点 = 基礎点(80) の一律評価とする。

(4) 評価点の配点

価格点と技術評価点の配点は合計を100点とし、それぞれの配点は次のとおりとする。

- ・ 価格点 80点
- ・ 技術評価点 20点

(5) 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

(6) 評価項目及び評価基準

評価項目については、次のとおり取扱うものとする。

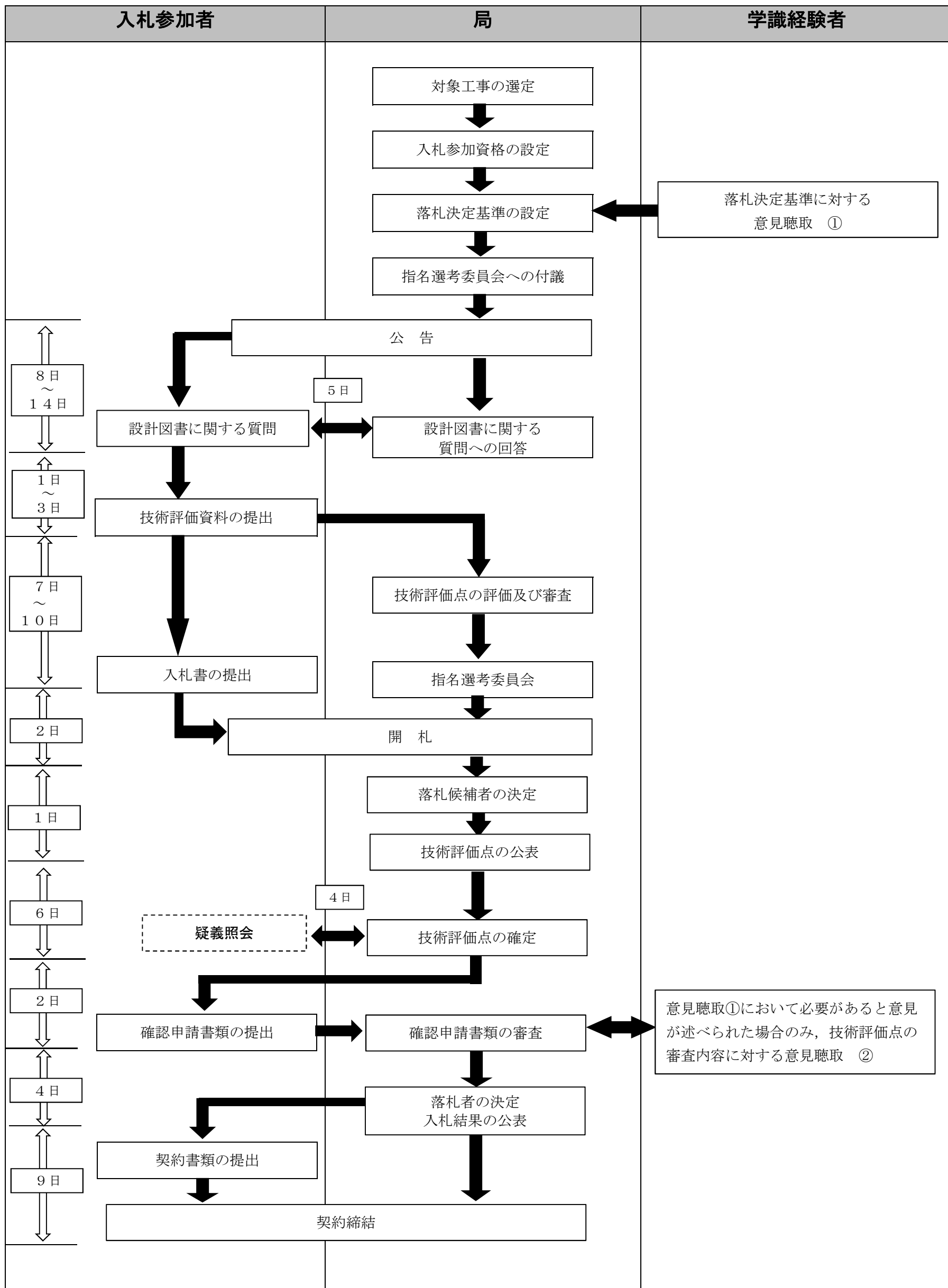
【標準案件用】

評価項目	評価基準
宇都宮市及び宇都宮市 上下水道局発注工事の 工事成績評定点	過去3か年度（公告日の属する年度を含まない。）に検査室及び技術監理室が検査を完了した工種毎の工事成績評定点の平均値により評価する。
同種工事施工実績	過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。
配置予定技術者の 同種工事施工実績	同種・類似工事において配置予定の技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。
配置予定技術者が 有する国家資格等	配置予定の技術者が有する資格により評価する。
継続教育学習制度への 取組み状況	評価項目算定資料提出日現在において、配置予定技術者が受講した実績を評価する。
優良工事表彰状況	過去5か年度（公告日の属する年度を含む。）における優良建設工事表彰の受彰の有無及びその工種により評価する。
ISO 又は 事業所版環境 ISO の 取得状況	評価項目算定資料提出日現在有効な ISO9001 又は ISO14001, 事業所版環境 ISO (エコアクション 21 又はエコうつのみや 21) の認証取得の有無により評価する。
建設業労働災害防止 協会への加入	評価項目算定資料提出日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。
市内事業者の施工割合	当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。
宇都宮市まちづくり 貢献企業認証制度の 認証取得状況	評価項目算定資料提出日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。
施工計画	評価項目により評価する。

【専門性の高い案件用】

評価項目	評価基準
同種工事施工実績	過去に同種・類似工事を元請で施工した完成工事高の実績により評価する。
配置予定技術者の 同種工事施工実績	同種・類似工事において配置予定の技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した完成工事高の実績により評価する。
継続教育学習制度への 取組み状況	評価項目算定資料提出日現在において、配置予定技術者が受講した実績を評価する。
優良工事表彰状況	過去5か年度（公告日の属する年度を含む。）の優良建設工事表彰の受彰の有無及びその工種により評価する。
市内事業者の施工割合	当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。
施工計画	評価項目により評価する。

(7) 手続きフロー



※ 日数には土日を含むものとする。

2-4 実績評価方式

実績評価方式は、入札参加者の施工実績、技術者の能力、企業の社会性・地域貢献度等と入札価格を一体として評価する方式

また、ほ装系の工事については、地域の実情を踏まえた安全確保や円滑な施工が期待できる工事を対象に、上記評価に地域精通度を加え評価する。

(1) 選定基準

発注等級A等級の工事を対象に、当該工事の工事特性（構造物・建物条件、技術特性、自然条件、社会条件、マネジメント特性等）を考慮し選定する。

(2) 総合点の算定方法

総合点は、施工計画の評価が不可でない者で、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合点} = \text{価格点} + \text{技術評価点}$$

(3) 価格点の算定方法

- ・ 価格点は次の算式により算定する。
価格点 = 基礎点(80) × 調査基準価格 / 入札価格 [少数点以下第4位四捨五入]
- ・ 入札価格は各入札者の入札金額（消費税等は含まない。）とし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、価格点 = 基礎点(80) の一律評価とする。

(4) 評価点の配点

価格点と技術評価点の配点は合計を100点とし、それぞれの配点は次のとおりとする。

- ・ 価格点 80点
- ・ 技術評価点 20点

(5) 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

(6) 評価項目及び評価基準

評価項目については、次のとおり取扱うものとする。

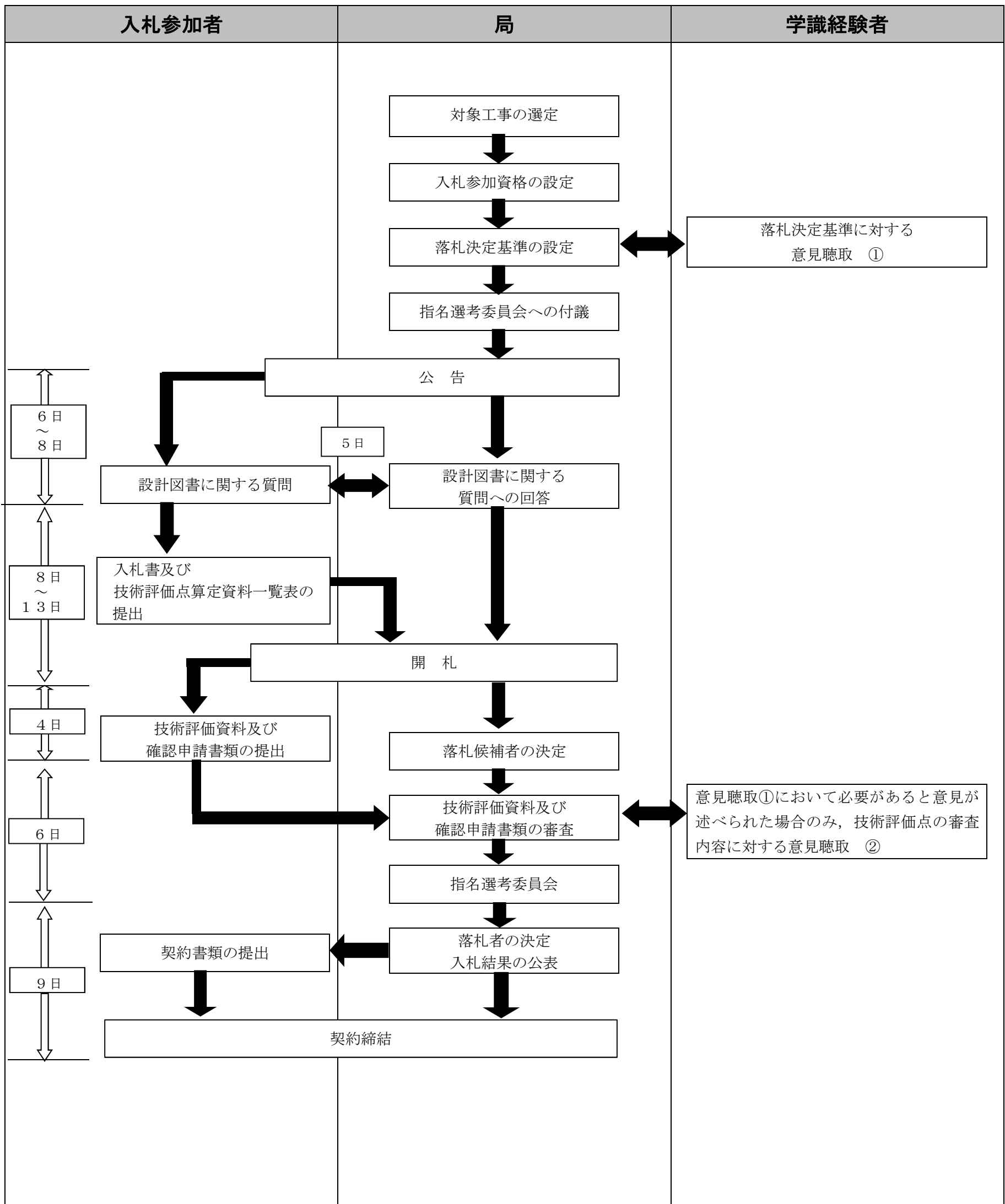
【土木系・建築系】

評価項目	評価基準
宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定値	過去3か年度（公告日の属する年度を含まない。）に検査室及び技術監理室が検査を完了した工種毎の工事成績評定値の平均値により評価する。
同種工事施工実績	過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。
優良工事表彰状況	過去5か年度（公告日の属する年度を含む。）における優良建設工事表彰の受賞の有無及びその工種により評価する。
建設業労働災害防止協会への加入	開札日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。
配置予定技術者の同種工事施工実績	配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。
配置予定技術者が有する国家資格等	配置予定の技術者が有する資格により評価する。
若手技術者等の配置	開札日現在における配置予定の「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」が35歳以下の国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者、若しくは「監理（主任）技術者」又は「現場代理人」が36歳以上の国家資格等取得後5年以内又は実務経験5年以上10年以下の技術者を評価する。
継続教育学習制度への取組み状況	開札日現在において、配置予定技術者が受講した実績を評価する。
配置予定技術者の宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定値	配置予定技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した過去3か年度（公告日の属する年度を含まない）に検査室及び技術監理室が検査を完了した工種毎の工事成績評定値の平均値により評価する。
ISO又は事業所版環境ISOの取得状況	開札日現在有効なISO9001又はISO14001、事業所版環境ISO（エコアクション21又はエコうつのみや21）の認証取得の有無により評価する。
宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況	開札日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。
重機保有状況	開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。
技術職員数	開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された工種毎の「技術職員数」により評価する。
市内事業者の施工割合	当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。

【ほ装系】

評価項目	評価基準
宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点	過去3か年度（公告日の属する年度を含まない。）に検査室及び技術監理室が検査を完了した工種毎の工事成績評定点の平均値により評価する。
同種工事施工実績	過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。
建設業労働災害防止協会への加入	開札日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。
配置予定技術者の同種工事施工実績	配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。
配置予定技術者が有する国家資格等	配置予定の技術者が有する資格により評価する。
若手技術者等の配置	開札日現在における配置予定の「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」が35歳以下の国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者、若しくは「監理（主任）技術者」又は「現場代理人」が36歳以上の国家資格等取得後5年以内又は実務経験5年以上10年以下の技術者を評価する。
継続教育学習制度への取組み状況	開札日現在において、配置予定技術者が受講した実績を評価する。
災害時協力協定締結状況	宇都宮市又は栃木県との災害時協力協定締結の有無を評価する。
重機保有状況	開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。
技術職員数	開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された工種毎の「技術職員数」により評価する。
市内事業者の施工割合	当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。
施工場所からの本店距離等	当該工事の施工場所から本店又は過去の施工場所までの距離を評価する。
給配水管修繕・下水道管きょ施設修繕実績	公告日の属する年度の宇都宮市上下水道局発注の給配水管修繕・下水道管きょ施設修繕業務の契約実績を評価する。
消防団活動への協力	宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価する。

(7) 手続きフロー



※ 日数には土日を含むものとする。

2-5 総合評価落札方式の評価項目一覧

評価項目		タイプ	技術提案 評価方式	施工能力 評価方式	実績評価方式	
					土木系 建築系	ほ装系
企業 能力 評価	①工事成績評定点	—	○	○	○	
	②同種工事施工実績	—	○	○	○	
	③優良工事表彰状況	—	○	○	—	
	④建災防加入(安全教育)	—	○	○	○	
技術者 能力 評価	⑤配置予定技術者の同種工事施工実績	—	○	○	○	
	⑥配置予定技術者が有する国家資格等	—	○	○	○	
	⑦若手技術者評価	—	—	○	○	
	⑧継続教育学習制度への取組み状況	—	○	○	○	
	⑨配置予定技術者の工事成績評定点	—	—	○	—	
社会性 評価	⑩ISO認証	—	○	○	—	
	⑪CSRうつつのみや認証	—	○	○	—	
	⑫災害時協力協定締結状況	—	—	—	○	
	⑬重機保有状況	—	—	○	○	
	⑭技術職員数	—	—	○	○	
	⑮消防団活動への協力	—	—	—	○	
地域 地域 精進 通度 貢献 評価	⑯市内事業者施工割合	—	○	○	○	
	⑰施工場所からの本店距離等	—	—	—	○	
	⑱ 給配水管修繕・下水道管きよ施設修繕業務実績	—	—	—	○	
施工 計画	⑲工程管理, 品質管理, 施工上配慮すべき事項	—	○	—	—	
技術 提案	環境の維持, 交通の確保, 特別な安全対策, 省資源対策, リサイクル, ライフサイクルコスト, 性能向上, 機能向上, その他	○	—	—	—	

3 各方式の運用における共通事項

3-1 学識経験者からの意見聴取

総合評価落札方式の実施にあたっては、地方自治法施行令第167条の10の2第4項、5項及び地方自治法施行規則第12条の4により、案件ごとに次の事項についてあらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴く。

- ① 総合評価落札方式により入札を行う際の落札者決定基準を決定しようとするとき
- ② 技術提案の採否ならびに評価値を決定しようとするとき
- ③ 落札者を決定しようとするとき（※）

※ 落札者決定基準を定めようとするときに学識経験者から意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合

3-2 落札候補者の決定方法

入札参加者が提出した評価項目算定資料について、評価項目及び評価基準に基づき、技術評価点を算定する。

落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点に価格点を加えて総合点を算定し、評価値または総合点の最も高い者を落札候補者とする。

なお、総合点の最も高い者が同額で2者以上になった場合、くじにより落札候補者を決定する。

3-3 評価値の算定方法

評価値及び総合点の算出方法の基本的な考え方としては、加算方式と除算方式があり、本局においては、工事の内容に応じて適宜選択している。

加算方式における総合点は、価格のみの競争では品質の低下が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価し加味する指標であるといえ、工事品質の確保を図る場合などに適用が考えられる方式である。一方、除算方式における評価値は、VFM (Value for Money) の考え方によるものであり、価格あたりの工事品質を表す指標であるため、技術提案により工事品質の一層の向上を図る場合などに適用が考えられる方式である。

ただし、除算方式は技術評価点を入札価格で除するため、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は技術評価点と価格点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができると考えられる。

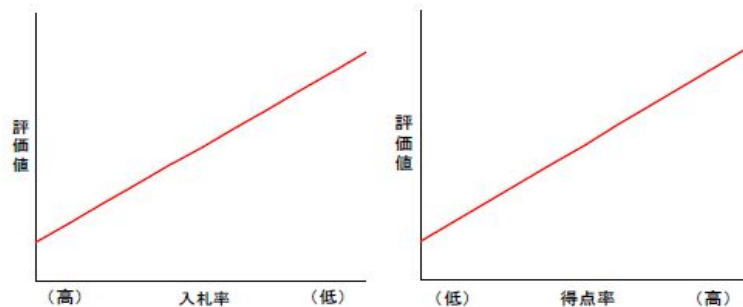
いずれの方式においても、技術評価点については、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて適切に設定することが重要である。加算方式において価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合や除算方式において標準点と加算点のバランスが適切に設定されない場合には、工事の品質が十分に評価されない結果となることに留意する必要がある。

(1) 加算方式の特徴

価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する指標。

加算方式は、得点率、入札率の項が独立しており、それぞれに対して評価値が一次的に変化する特徴を有している。

したがって、加算方式では工事の難易度、規模等に応じて価格と技術の配点を適切に設定することにより、品質向上（得点率の向上）と施工コスト縮減（入札率の低下）のバランスがとれた応札が期待できる。

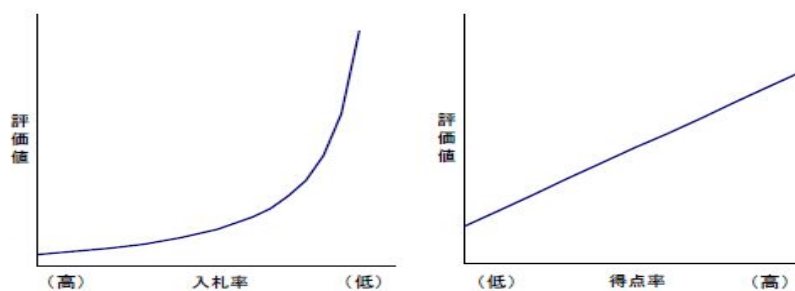


(2) 除算方式の特徴

VFMの考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。

除算方式は、得点率を上げても評価値は一次的にしか増加しない一方で、入札率を下げると評価値は累加的に増加する特徴がある。

したがって、除算方式では得点率を上げるよりも入札率を下げの方が高い評価値を得やすいため、競争参加者は品質向上（得点率の向上）よりも、施工コストを下げる技術開発またはダンピングによる応札（入札率の低下）を行う傾向が強くなる。



3-4 調査基準価格未満の取扱い

総合評価落札方式により入札を執行する工事について、低入札価格調査制度※が適用される。

評価値の最も高い入札者の入札価格が調査基準価格に満たない場合、聞き取り調査を実施し、契約の内容に適合した履行が可能かを審査し、それが確認できない場合は、当該事業者を落札者とせず、次順位の者を落札候補者とする。

※ 低入札価格調査制度

予定価格の範囲内で、設計どおりに履行できない恐れがあると認められる場合の基準となる価格（調査基準価格）を設定し、最低価格者がそれを下回った入札の場合に落札を保留して、経営状況や入札価格算定の根拠等を調査してから、落札させるかどうかの決定をする。

ただし、低入札価格調査制度には失格基準価格が設定されており、入札価格が失格基準価格を下回ると落札候補者となることができない。

3-5 落札者の決定

落札候補者を事後審査し、落札候補者が、公告で示した参加資格を有することを確認し、資格を満たしていれば落札者として決定する。

3-6 疑義照会

入札者は、自らの技術評価点について疑義がある場合、書面により照会をすることができる。問い合わせ窓口は上下水道局企業総務課に設置する。

入札者から疑義照会があった場合、指名選考委員会において審議し、その結果を回答する。

4 その他

4-1 ペナルティの設定

受注者の責めにより、施工計画を満たす施工が行なわれない場合、または市内事業者の施工割合について誓約書の内容が履行されない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は、合計で最大10点を減点する。

4-2 秘密の保持

発注者は、民間企業からの技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、技術提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにし、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにする等、その取り扱いに留意する。

5 ガイドラインの運用について

本ガイドラインをもとに、総合評価落札方式の適切な運用を図ることにより、工事品質の確保を図るものとする。

今後とも、運用をする中で、実施結果を検証し、社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、関係団体との意見交換を実施し、必要に応じガイドラインを改善し、より良い総合評価落札方式の運用を図っていく。

6 資料編

6－1 評価項目及び算定基準

- ・ 算定基準（施工能力評価方式）
- ・ 算定基準（技術提案評価方式）
- ・ 算定基準（実績評価方式）

算定基準（施工能力評価方式）

1 総合点の算定方法

総合点は、施工計画の評価が不可でない者で、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合点} = \text{価格点} + \text{技術評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と技術評価点の配点は合計を100点とし、それぞれの配点は次のとおりとする。

ア 価格点 80点

イ 技術評価点 20点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{基礎点} (80) \times \text{調査基準価格} / \text{入札価格} \quad [\text{少数点以下第4位四捨五入}]$$

(2) 入札価格は各入札者の入札金額（消費税等は含まない。）とし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、価格点＝基礎点（80）の一律評価とする。

4 技術評価点の算定方法（標準案件）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（標準案件）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点（以下をすべて満たすもの）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。 ・過去3か年度（公告日の属する年度は含まない。）に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	75点以上	5.0点
		67.0点以上75.0点未満は、下式により算定する $\text{平均値} / 2 - 32.5$ （小数点第3位以下切捨て）	4.95点 ～ 1.00点
		67点未満又は工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事実績として扱う。	1.0点	元請実績あり	1.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を満たす）	0.3点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を確認できない）	0.15点
		実績なし	0点
(3) 配置予定技術者の同種工事施工実績 同種・類似工事において配置予定の技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	1.5点	実績あり	1.5点
		実績なし	0点
(4) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	0.75点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	0.75点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.25点
		資格なし	0点
(5) 継続教育学習制度への取組み状況 評価項目算定資料提出日現在において、配置予定技術者が受講した実績（別表1に示す団体の証明があるもの。）を評価する。	0.25点	実績あり	0.25点
		実績なし	0点

(6) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰の受表彰実績を以下により評価する。 ①受彰の有無 ②受彰歴がある工事の工種	2.0点	①受彰歴あり ②本工事と同工種である	2.0点
		①受彰歴あり ②本工事と異なる工種である	1.0点
		①受彰歴なし	0点
(7) ISO又は事業所版環境ISOの取得状況 評価項目算定資料提出日現在有効なISO9001又はISO14001,事業所版環境ISO(エコアクション2.1又はエコうつのみや2.1)の認証取得の有無により評価する。 ISO14001と事業所版環境ISOの双方を取得している場合は,ISO14001のみ評価する。	1.0点	ISO9001, ISO14001 双方の認証取得あり	1.0点
		ISO9001, 事業所版環境ISO 双方の認証(認定)取得あり	0.75点
		ISO9001, ISO14001 いずれか認証取得あり	0.5点
		事業所版環境ISO 認定取得あり	0.25点
		取得なし	0点
(8) 建設業労働災害防止協会への加入 評価項目算定資料提出日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。	0.25点	加入済	0.25点
		未加入	0点
(9) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	0.25点	90%以上	0.25点
		50%以上90%未満	0.12点
		50%未満	0点
(10) 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 評価項目算定資料提出日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。	1.0点	取得あり	1.0点
		取得なし	0点
(11) 施工計画 別表2の評価項目により評価する。 なお,不可の評価を受けた者は失格とする。	7.0点	優	7.00点 ～ 5.96点
		良	5.70点 ～ 4.15点
		可	3.89点 ～ 1.30点
		不可	1.04点 ～ 0点

- 5 評価項目及び算定基準（標準案件）については、次のとおり取扱うものとする。
- (1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。
- また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。
- (2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。
- ・宇都宮市長又は栃木県知事表彰
 - ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
 - ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
 - ・栃木県発注工事での事務所長等表彰
- なお、特定建設工事共同企業体での受表彰実績は、各構成員を評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。
- (3) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。
- (4) 施工計画については、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について社内で十分に検討した上で作成し提出（提出部数は1部とする。）すること。
- また、施工計画の評価については絶対評価により行うものとし、必要に応じて施工計画に関するヒアリング調査を実施する。
- なお、市が指定した様式及び記載条件以外で施工計画を作成した場合については、失格として取り扱う。
- (5) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)、(3)～(8)、(10)、(11)については代表者のみを評価する。(2)については構成員のうち実績を有する者を評価する。
- (6) 評価項目及び算定基準中(2)及び(3)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。
- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
 - ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。
- (7) 評価項目及び算定基準中(9)において、受注者が特定建設工事共同企業体である場合は、その代表者を含む全構成員が市内事業者である場合のみ、当該特定建設工事共同企業体を「市内事業者」とみなす。

6 技術評価点の算定方法（専門性の高い案件）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（専門性の高い案件）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を元請で施工した完成工事高の実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の実績として扱う。	3.5点	実績あり 算定式： $2.5 \times (C - A) \div (B - A) + 1$ A：入札参加者の平均の完成工事高 B：入札参加者中で最高の完成工事高 C：申請者の完成工事高 算定結果が1未満の場合は1点とする。 （小数点第3位以下切捨て）	3.50点 ～ 1.00点
		実績なし	0点
(2) 配置予定技術者の同種工事施工実績 同種・類似工事において配置予定の技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した完成工事高の実績により評価する。	4.5点	実績あり 算定式： $3.5 \times (C - A) \div (B - A) + 1$ A：入札参加者の平均の完成工事高 B：入札参加者中で最高の完成工事高 C：申請者の完成工事高 算定結果が1未満の場合は1点とする。 （小数点第3位以下切捨て）	4.50点 ～ 1.00点
		実績なし	0点
(3) 継続教育学習制度への取組み状況 評価項目算定資料提出日現在において、配置予定技術者が受講した実績（別表1に示す団体の証明があるもの。）を評価する。	1.0点	実績あり	1.0点
		実績なし	0点
(4) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰の受賞実績を以下により評価する。 ①受賞の有無 ②受賞歴がある工事の工種	3.0点	①受賞歴あり ②本工事と同工種である	3.0点
		①受賞歴あり ②本工事と異なる工種である	1.5点
		①受賞歴なし	0点
(5) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	1.0点	90%以上	1.0点
		50%以上90%未満	0.5点
		50%未満	0点

(6) 施工計画 別表2の評価項目により評価する。 なお、不可の評価を受けた者は失格とする。	7.0点	優	7.00点 ～ 5.96点
		良	5.70点 ～ 4.15点
		可	3.89点 ～ 1.30点
		不可	1.04点 ～ 0点

7 評価項目及び算定基準（専門性の高い案件）については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

(2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。

- ・宇都宮市長又は栃木県知事表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
- ・栃木県発注工事での事務所長等表彰

なお、特定建設工事共同企業体での受表彰実績は、各構成員を評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。

(3) 施工計画については、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について社内で十分に検討した上で作成し提出（提出部数は1部とする。）すること。

また、施工計画の評価については絶対評価により行うものとし、必要に応じて施工計画に関するヒアリング調査を実施する。

なお、市が指定した様式及び記載条件以外で施工計画を作成した場合については、失格として取り扱う。

(4) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(2)、(3)、(4)、(6)については代表者のみを評価する。(1)については構成員のうち実績を有する者を評価する。

(5) 評価項目及び算定基準中(1)及び(2)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。

- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
- ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。

(6) 評価項目及び算定基準中(5)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、その代表者を含む全構成員のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

別表1：評価対象とする資格認定団体

- ・一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会
- ・公益社団法人日本建築士会連合会
- ・公益社団法人日本技術士会
- ・公益社団法人空気調和・衛生工学会
- ・一般社団法人建設コンサルタンツ協会
- ・公益社団法人地盤工学会
- ・一般社団法人森林・自然環境技術者教育会
- ・一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
- ・一般社団法人全国測量設計業協会連合会
- ・土質・地質技術者生涯学習協議会
- ・公益社団法人土木学会
- ・一般社団法人日本環境アセスメント協会
- ・公益社団法人日本コンクリート工学会
- ・公益社団法人日本造園学会
- ・公益社団法人日本都市計画学会
- ・公益社団法人農業農村工学会
- ・一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
- ・公益社団法人日本建築家協会
- ・一般社団法人日本建設業連合会
- ・一般社団法人日本建築学会
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会
- ・一般財団法人建設業振興基金
- ・公益財団法人建築技術教育普及センター
- ・一般社団法人建築設備技術者協会
- ・一般社団法人電気設備学会
- ・一般社団法人日本設備設計事務所協会

別表2：施工計画の評価項目及び配点

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評価者1	評価者2	評価者3	合計
工程管理に係わる技術的所見	工事の手順，各工程の工期が，的確に捉えられているか。	内容が的確で優れる	3点				
		内容が的確である	2点				
		的確性にやや欠ける	1点				
		的確でない	0点				
品質管理に係わる確認，管理方法の的確性	品質の確認方法，管理方法が，現場の環境条件（地形，地質，環境，地域特性等）を踏まえて的確であるか。	内容が的確で優れる	3点				
		内容が的確である	2点				
		的確性にやや欠ける	1点				
		的確でない	0点				
施工上配慮すべき事項の的確性	配慮事項が，現場の環境条件（地形，地質，環境，地域特性等）を踏まえて的確であるか。	内容が的確で優れる	3点				
		内容が的確である	2点				
		的確性にやや欠ける	1点				
		的確でない	0点				
合 計							

評価者合計点	27点～23点	22点～16点	15点～5点	4点～0点
評価	優	良	可	不可

* 優，良，可の評価点計算式は以下のとおりとする。

$$\text{評定点} = \text{評価者合計点} \div \text{評価者満点 (27点)} \times \text{施工計画配点 (7点)}$$

* 評価については，監督員・総括監督員・検査員の3名で絶対評価により行うこととする。

算定基準（技術提案評価方式）

1 評価値の算定方法

評価値は、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{技術点} / \text{入札価格}$$

2 技術点の配点

技術点は、標準点と加算点の合計点とする。

標準点 入札参加要件を満たした参加者に、標準点として100点を付与する。

加算点 技術的難度を勘案して次の範囲で定めるものとする。

50点（特に高い技術力が必要とされる工事）

40点（高い技術力が必要とされる工事）

30点（技術力が必要とされる工事）

3 加算点の算定方法

加算点は、入札者が提出した技術提案書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
①環境の維持 ②交通の確保 ③特別な安全対策 ④省資源対策 ⑤リサイクル対策 ⑥ライフサイクルコスト ⑦性能の向上 ⑧機能の向上 ⑨その他（補償費等） ＊上記の①～⑨のうち、施工内容を勘案し評価項目と各々の配点を決定し公告文に記載するものとする。	1項目につき 10～20点	A評価 (優れた技術提案である。)	配点 ×1/1
		B評価 (概ね優れた技術提案である。)	配点 ×3/4
		C評価 (良い技術提案である。)	配点 ×2/4
		D評価 (概ね良い技術提案である。)	配点 ×1/4
		E評価 (やや良い技術提案である。)	配点 ×1/10
		F評価 (標準案と同程度)	0点
		不採用	

※評価点は切り上げ整数とする。

4 評価項目及び算定基準については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 技術提案については、公告文にある評価基準に留意し、評価項目を十分に検討した上で作成し提出すること。

なお、必要に応じて施工計画に関するヒアリング調査を実施するものとする。

(2) 各評価項目に対する技術提案のうち1つでも不採用となる内容がある場合は、当該評価項目の技術提案すべてを不採用とする。

算定基準（技術提案評価方式（設計・施工一括））

- 評価項目等については、工事内容等を勘案し決定する。決定した評価項目等は、公告文に記載するものとする。

算定基準（実績評価方式）

1 総合点の算定方法

総合点は、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合点} = \text{価格点} + \text{技術評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と技術評価点の配点は合計を100点とし、それぞれの配点は次のとおりとする。

ア 価格点 80点

イ 技術評価点 20点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{基礎点} (80) \times \text{調査基準価格} / \text{入札価格} \quad [\text{少数点以下第4位四捨五入}]$$

(2) 入札価格は各入札者の入札金額（消費税等は含まない。）とし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、価格点＝基礎点（80）の一律評価とする。

4 技術評価点の算定方法（土木系）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（土木系）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点（以下をすべて満たすもの）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度（公告日の属する年度は含まない。）に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	7.5点以上	5.0点
		6.7.0点以上7.5.0点未満 下式により算定する 評価点＝平均値／2－3.2.5 （小数点第3位以下切捨て）	4.95点 ～ 1.00点
		6.7点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事实績として扱う。	2.0点	元請実績あり	2.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を満たす）	1.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を確認できない）	0.5点
		実績なし	0点
(3) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰の受賞実績を以下により評価する。 ①受賞の有無 ②受賞歴がある工事の工種	1.0点	①受賞歴あり ②本工事と同工種である	1.0点
		①受賞歴あり ②本工事と異なる工種である	0.5点
		①受賞歴なし	0点
(4) 建設業労働災害防止協会への加入 開札日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。	0.25点	加入済	0.25点
		未加入	0点
(5) 配置予定技術者の同種工事施工実績 配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	3.0点	実績あり	3.0点
		実績なし	0点

(6) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	1.5点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	1.5点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.5点
		資格なし	0点
(7) 若手技術者等の配置 本工事に配置予定である「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」について、開札日現在で以下のいずれかに該当するものを配置する場合に評価する。 ・35歳以下であり、国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者 ・36歳以上であり、国家資格等取得後5年以内又は実務経験5年以上10年以下の者	0.5点	配置あり	0.5点
		配置なし	0点
(8) 継続教育学習制度への取組み状況 開札日現在において、配置予定技術者が受講した実績(別表3に示す団体の証明があるもの。)を評価する。	0.5点	実績あり	0.5点
		実績なし	0点
(9) 配置予定技術者の宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 本工事の配置予定技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した工事の工事成績評定点(以下をすべて満たすもの)の平均値(小数点第2位以下切捨て)により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度(公告日の属する年度は含まない。)に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事	3.0点	75点以上	3.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点=平均値/4-15.75 (小数点第3位以下切捨て)	2.97点 ~ 1.0点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(10) ISO又は事業所版環境ISOの取得状況 開札日現在有効なISO9001又はISO14001、事業所版環境ISO(エコアクション21又はエコうつのみや21)の認証取得の有無により評価する。 ISO14001と事業所版環境ISOの双方を取得している場合は、ISO14001のみ評価する。	1.0点	ISO9001, ISO14001 双方の認証取得あり	1.0点
		ISO9001, 事業所版環境ISO 双方の認証(認定)取得あり	0.75点
		ISO9001, ISO14001 いずれか認証取得あり	0.5点
		事業所版環境ISO 認定取得あり	0.25点
		取得なし	0点

(11) 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 開札日提出日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。	1.0点	取得あり	1.0点
		取得なし	0点
(12) 重機保有状況 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。	0.75点	5台以上	0.75点
		2台～4台	0.5点
		1台	0.25点
		0台	0点
(13) 技術職員数 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された工種毎の「技術職員数」により評価する。	0.25点	10人以上	0.25点
		5人以上	0.15点
		5人未満	0点
(14) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	0.25点	90%以上	0.25点
		50%以上90%未満	0.12点
		50%未満	0点

5 評価項目及び算定基準（土木系）については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

(2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。

- ・宇都宮市長又は栃木県知事表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
- ・栃木県発注工事での事務所長等表彰

なお、特定建設工事共同企業体での受表彰実績は、各構成員を評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。

- (3) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。
- (4) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)、(3)～(13)については代表者のみを評価する。(2)については構成員のうち実績を有する者を評価する。
- (5) 評価項目及び算定基準中(2)及び(5)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。
- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
 - ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。
- (6) 評価項目及び算定基準中(14)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、その代表者を含む全構成員のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

6 技術評価点の算定方法（建築系）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（建築系）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点（以下をすべて満たすもの）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度（公告日の属する年度は含まない。）に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	75点以上	5.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点＝平均値／2－32.5 （小数点第3位以下切捨て）	4.95点 ～ 1.00点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事実績として扱う。	2.0点	元請実績あり	2.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を満たす）	1.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を確認できない）	0.5点
		実績なし	0点
(3) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰の受賞実績を以下により評価する。 ①受賞の有無 ②受賞歴がある工事の工種	1.0点	①受賞歴あり ②本工事と同工種である	1.0点
		①受賞歴あり ②本工事と異なる工種である	0.5点
		①受賞歴なし	0点
(4) 建設業労働災害防止協会への加入 開札日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。	0.25点	加入済	0.25点
		未加入	0点
(5) 配置予定技術者の同種工事施工実績 配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	3.0点	実績あり	3.0点
		実績なし	0点

(6) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	1.5点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	1.5点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.5点
		資格なし	0点
(7) 若手技術者等の配置 本工事に配置予定である「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」について、開札日現在で以下のいずれかに該当するものを配置する場合に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・35歳以下であり、国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者 ・36歳以上であり、国家資格等取得後5年以内又は実務経験5年以上10年以下の者 	0.5点	配置あり	0.5点
		配置なし	0点
(8) 継続教育学習制度への取組み状況 開札日現在において、配置予定技術者が受講した実績(別表3に示す団体の証明があるもの。)を評価する。	0.5点	実績あり	0.5点
		実績なし	0点
(9) 配置予定技術者の宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 本工事の配置予定技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した工事の工事成績評定点(以下をすべて満たすもの)の平均値(小数点第2位以下切捨て)により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度(公告日の属する年度は含まない。)に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 	3.0点	75点以上	3.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点=平均値/4-15.75 (小数点第3位以下切捨て)	2.97点 ~ 1.0点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(10) ISO又は事業所版環境ISOの取得状況 開札提出日現在有効なISO9001又はISO14001、事業所版環境ISO(エコアクション21又はエコうつのみや21)の認証取得の有無により評価する。 ISO14001と事業所版環境ISOの双方を取得している場合は、ISO14001のみ評価する。	1.0点	ISO9001, ISO14001 双方の認証取得あり	1.0点
		ISO9001, 事業所版環境ISO 双方の認証(認定)取得あり	0.75点
		ISO9001, ISO14001 いずれか認証取得あり	0.5点
		事業所版環境ISO 認定取得あり	0.25点
		取得なし	0点

(11) 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 開札日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。	1.0点	取得あり	1.0点
		取得なし	0点
(12) 重機保有状況 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。	0.25点	1台以上	0.25点
		0台	0点
(13) 技術職員数 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された工種毎の「技術職員数」により評価する。	0.75点	10人以上	0.75点
		5人以上	0.25点
		5人未満	0点
(14) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	0.25点	90%以上	0.25点
		50%以上90%未満	0.12点
		50%未満	0点

7 評価項目及び算定基準（建築系）については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

(2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。

- ・宇都宮市長又は栃木県知事表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
- ・栃木県発注工事での事務所長等表彰

なお、特定建設工事共同企業体での受表彰実績は、各構成員を評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。

(3) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

(4) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)、(3)～(13)、については代表者のみを評価する。(2)については構成員のうち実績を有する者を評価する。

- (5) 評価項目及び算定基準中(2)及び(5)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。
- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
 - ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。
- (6) 評価項目及び算定基準中(14)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、その代表者を含む全構成員のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

8 技術評価点の算定方法（ほ装系）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（ほ装系）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点(以下をすべて満たすもの)の平均値(小数点第2位以下切捨て)により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度(公告日の属する年度は含まない。)に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	75点以上	5.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点=平均値/2-32.5 (小数点第3位以下切捨て)	4.95点 ~ 1.0点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事実績として扱う。	1.0点	元請実績あり	1.0点
		一次下請として実績あり(同種・類似工事の条件を満たす)	0.3点
		一次下請として実績あり(同種・類似工事の条件を確認できない)	0.15点
		実績なし	0点
(3) 建設業労働災害防止協会への加入 開札日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。	0.25点	加入済	0.25点
		未加入	0点
(4) 配置予定技術者の同種工事施工実績 配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	3.0点	実績あり	3.0点
		実績なし	0点
(5) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	1.0点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	1.0点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.5点
		資格なし	0点

(6) 若手技術者等の配置 本工事に配置予定である「監理技術者」、 「主任技術者」又は「現場代理人」について、 開札日現在で以下のいずれかに該当するもの を配置する場合に評価する。 ・ 35歳以下であり、国家資格等を有する者 又は実務経験10年以上の者 ・ 36歳以上であり、国家資格等取得後5年 以内又は実務経験5年以上10年以下の 者	0.25点	配置あり	0.25点
		配置なし	0点
(7) 継続教育学習制度への取組み状況 開札現在において、配置予定技術者が受講 した実績(別表3に示す団体の証明があるもの。)を評価する。	0.25点	実績あり	0.25点
		実績なし	0点
(8) 災害時協力協定締結状況 宇都宮市又は栃木県との災害時協力協定 締結の有無を評価する。	1.0点	締結あり	1.0点
		締結なし	0点
(9) 重機保有状況 開札日現在有効な経営事項審査における 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通 知書」に記載された「建設機械の所有及びリ ース台数」により評価する。	1.0点	10台以上	1.0点
		5台～9台	0.75点
		2台～4台	0.5点
		1台	0.25点
		0台	0点
(10) 技術職員数 開札日現在有効な経営事項審査における 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通 知書」に記載された工種毎の「技術職員数」 により評価する。	0.25点	10人以上	0.25点
		5人以上	0.15点
		5人未満	0点
(11) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合 を評価する。	0.5点	90%以上	0.5点
		50%以上90%未満	0.25点
		50%未満	0点

(12) 施工場所からの本店距離等 当該工事の施工場所から以下までの距離を評価する。 ①宇都宮市建設工事入札参加有資格者名簿における本店所在地 ②近隣での施工実績の施工場所(以下の条件をすべて満たすもの) ・宇都宮市又は宇都宮市上下水道局発注 ・請負金額 500 万円超の建設工事 ・開札日から過去 10 年以内の完成	5.0 点	①が 1 km 以内	5.0 点
		①が 1 km 超 2 km 以内	4.25 点
		①が 2 km 超 3 km 以内	3.5 点
		①が 3 km 超 4 km 以内	2.75 点
		①が 4 km 超 5 km 以内	2.0 点
		①が 3 km 超で②が 3 km 以内	3.0 点
		上記以外	0 点
(13) 給配水管修繕・下水道管きよ施設修繕業務実績 公告日の属する年度の宇都宮市上下水道局発注の給配水管修繕・下水道管きよ施設修繕業務の契約実績を評価する。	1.0 点	実績あり	1.0 点
		実績なし	0 点
(14) 消防団活動への協力 宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価する。	0.5 点	認定あり	0.5 点
		認定なし	0 点

9 評価項目及び算定基準（ほ装系）については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を 1 名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

(2) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)，(3)～(10)，(12)～(14)については代表者のみを評価する。(2)については構成員のうち実績を有する者を評価する。

(3) 評価項目及び算定基準中(2)及び(4)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。

- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
- ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。

(4) 評価項目及び算定基準中(11)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、その代表者を含む全構成員のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

別表 3：評価対象とする資格認定団体

- ・一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会
- ・公益社団法人日本建築士会連合会
- ・公益社団法人日本技術士会
- ・公益社団法人空気調和・衛生工学会
- ・一般社団法人建設コンサルタント協会
- ・公益社団法人地盤工学会
- ・一般社団法人森林・自然環境技術者教育会
- ・一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
- ・一般社団法人全国測量設計業協会連合会
- ・土質・地質技術者生涯学習協議会
- ・公益社団法人土木学会
- ・一般社団法人日本環境アセスメント協会
- ・公益社団法人日本コンクリート工学会
- ・公益社団法人日本造園学会
- ・公益社団法人日本都市計画学会
- ・公益社団法人農業農村工学会
- ・一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
- ・公益社団法人日本建築家協会
- ・一般社団法人日本建設業連合会
- ・一般社団法人日本建築学会
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会
- ・一般財団法人建設業振興基金
- ・公益財団法人建築技術教育普及センター
- ・一般社団法人建築設備技術者協会
- ・一般社団法人電気設備学会
- ・一般社団法人日本設備設計事務所協会

6－2 評価項目算定資料

【施工能力評価方式】

- ・ 様式 2 号 評価項目算定資料の提出について
- ・ 様式 2－1 号 評価項目算定資料一覧表
- ・ 様式 2－2 号 同種工事施工実績評価資料
- ・ 様式 2－3 号 配置予定技術者評価資料
- ・ 様式 2－4 号 施工計画
- ・ 様式 2－5 号 宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合に係る誓約書
- ・ 様式 3 号 技術評価に係る疑義について（照会）

【実績評価方式】

- ・ 様式 2 号 評価項目算定資料の提出について
- ・ 様式 2－1 号 評価項目算定資料一覧表
- ・ 様式 2－2 号 同種工事施工実績評価資料
- ・ 様式 2－3 号 配置予定技術者評価資料
- ・ 実務経験経歴書（主任技術者用・現場代理人用）
- ・ 様式 2－5 号 宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合に係る誓約書
- ・ 様式 2－6 号 施工場所からの本店距離等評価資料
- ・ 工事成績評定点に関する質問書

令和 年 月 日

（あて先）宇都宮市上下水道事業管理者

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名

評価項目算定資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

1 工事名 _____

2 工事箇所 _____

3 評価項目算定資料

- ① 評価項目算定資料一覧表 (様式2-1号)
- ② 同種工事施工実績評価資料 (様式2-2号)
- ③ 配置予定技術者評価資料 (様式2-3号)
- ④ 施工計画 (様式2-4号)
- ⑤ 宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合に係る誓約書 (様式2-5号)

【連絡先】担当者 所 属
氏 名
電話番号
F A X

施工能力評価方式－標準案件

評価項目算定資料一覧表

工事名 _____
 工事場所 _____
 所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者氏名 _____

No.	評価項目	評価基準	配点	該当する評価基準に○をつける。(応札者)	提出書類の枚数(応札者)	提出書類	評価結果(発注者)
1	工事成績評定点	75点以上	5.0	/	/	/	
		67.0点以上75.0未満	4.95～1.0				
		67点未満又は工事成績評定点なし	0				
2	同種工事施工実績	元請実績あり	1.0	/	枚	(様式2-2号) 施工実績評価資料及び添付書類	
		一次下請実績あり(条件を満たす)	0.3				
		一次下請実績あり(条件確認できず)	0.15				
		実績なし	0				
3	配置予定技術者の同種工事施工実績 ※1	実績あり	1.5	/	枚	(様式2-3号) 配置予定技術者評価資料及び添付書類	
		実績なし	0				
4	配置予定技術者が有する国家資格等	1級国家資格者等	0.75	/	枚	(様式2-3号) 配置予定技術者評価資料及び添付書類	
		2級国家資格者	0.25				
		資格なし	0				
5	継続教育学習制度への取組み状況	実績あり	0.25	/	枚	・協会等の発行する証明書の写し (評価項目算定資料提出日から過去1年間に取得していることが証明できるものに限る。インターネット上の検索結果の写しは不可。)	
		実績なし	0				
6	優良工事表彰状況 ※2	受表彰歴があり同工種	2.0	/	枚	・宇都宮市長の表彰以外は表彰状の写し及びその工種が確認できる書面等の写しを添付する。	
		受表彰歴はあるが異なる工種	1.0				
		受表彰歴はなし	0				
7	ISO等取得状況	ISO9001及びISO14001	1.0	/	枚	・登録証(認定証)の写し及び付属書の写し(日本語で作成されているもの)	
		ISO9001及び事業所版環境ISO	0.75				
		ISO9001又はISO14001	0.5				
		事業所版環境ISO	0.25				
		なし	0				
8	建設業労働災害防止協会加入状況	加入	0.25	/	枚	・建設業労働災害防止協会加入証明書の写し (評価項目算定資料提出日から1年以内に発行されたものに限る。)	
		未加入	0				
9	市内事業者の施工割合	90%以上	0.25	/	1枚	(様式2-5号) 誓約書	
		50%以上90%未満	0.12				
		50%未満	0				
10	宇都宮版CSR認証取得状況	取得あり	1.0	/	/		
		取得なし	0				
11	施工計画	優	7.00～5.96	/	枚	(様式2-4号) 施工計画	
		良	5.7～4.15				
		可	3.89～1.3				
		不可	1.04～0				

※1 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。また、評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

※2 優良工事表彰対象機関は
・宇都宮市長
・栃木県知事
・関東地方整備局長
・栃木県所長等
・関東地方整備局所長等
とします。

(注)

- 1 評価基準について、該当する項目に○をつけること。
- 2 提出書類の枚数欄に記入した書類を提出すること。
- 3 「3 配置予定技術者の同種工事施工実績」の工事が「2 同種工事施工実績」の工事と同一の場合には、添付書類を省略できる。
- 4 優良工事表彰のうち市長表彰については、表彰状の写し及びその工種が確認できる書面等の写しの添付を省略できる。
- 5 優良工事表彰のうち市長表彰以外の表彰状の写し等、ISO認定書等の写し及び建設業労働災害防止協会加入証明書の写しについては、同一年度内の2回目以降の参加時には提出を省略できる。その際は、提出書類の枚数欄に「提出済」と記入すること。ただし、提出済の認定書等が有効期限を経過した場合には再度提出すること。
- 6 評価結果欄には記入しないでください。

◎ 算定基準をよく確認のうえ太枠線内を記入してください。

様式2-2号 (評価項目算定用)

同 種 工 事 施 工 実 績 評 価 資 料

工事名： _____

工事場所： _____

商号又は名称： _____

工 事 概 要 等	発注者名	
	工 事 名	
	工事箇所	
	請負金額	円 () 円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	
	工事概要	
CORINS登録の有無	・有 (CORINS登録番号) ・無	

提出書類の枚数	枚
---------	---

(注)

- 1 特定JVに係る入札の場合は、実績を有する構成員について提出すること。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 請負金額の()は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇□□JV(出資比率〇〇%)と記載すること。
- 5 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。(面積・数量等を明記)
- 6 当該工事の内容が、評価基準に該当する工事であり、かつ完了していることを証明できるもの(竣工時工事カルテ、検査結果通知書、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し)を添付すること。
- 7 一次下請の実績の場合は、上記6のほか、元請事業者との契約関係が証明できるものを添付すること。

配置予定技術者評価資料

工事名 : _____

工事場所 : _____ 商号又は名称 : _____

区	分	主任技術者 監理技術者	ふりがな 氏名		年齢	歳
所	属	会	社	建設業許可番号	—	

国家資格証明書等の番号		取得年月日	年 月 日
監理技術者資格者証番号		交付年月日	年 月 日
監理技術者講習修了証番号		修了年月日	年 月 日

工 事 経 験	発注者名	
	工事名	
	工事箇所	
	請負金額	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	
	工事概要	
CORINS 登録の有無	・有 (CORINS 登録番号)	・無

継続教育学習制度への取組	・有	・無
--------------	----	----

提出書類の枚数	枚
---------	---

(注)

(共通)

- 1 特定JVに係る入札の場合は、代表者について提出すること。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合であっても、配置予定技術者の有する資格証等の写しを添付し本書を提出すること。
- 3 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。
- 4 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

(資格について)

- 5 国家資格者等にあつては、当該資格証明書等の写しを添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者は、監理技術者証の写しのみで足りる。）

(工事経験について)

- 6 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 工事経験を有する工事は、同種工事施工実績評価資料（様式2-2号）の工事と同一でなくてもよい。
- 8 当該工事の内容が、評価基準に該当する工事で、かつ終了していることを証明できるもの（竣工時工事カルテ、検査結果通知書、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し）を添付すること。

(継続教育学習について)

- 9 公告文に記載した協会等の発行する証明書の写しを添付すること。（ただし、評価項目算定資料提出日から過去1年間に取得していることが証明できるものに限る。インターネット上の検索結果の写しは不可。）

施 工 計 画

工 事 名		商 号 又 は	
工 事 箇 所		名 称	

○ 工程管理について

※ 円滑な工程管理の方法等に関して特筆すべき提案を記載すること。

○ 品質管理について

※ 工事の特性を踏まえた重点管理箇所の指定や、特筆すべき管理手法、厳正な社内規格値の設定など、工事目的物の品質向上に関する提案を具体的に記載すること。

○ 施工上特に配慮すべき事項

※ 施工箇所において、特に必要とされる安全管理や騒音振動などの環境管理対策などに配慮を要する点の明記と、その対応策について具体的内容を記載すること。

【注意事項】

- ・ 文字の大きさは 10.5 ポイント とし、全角文字 で記載すること。
- ・ 1 行につき 50 文字 を記載すること。
- ・ 全項目を合算して文字数 1,600 字以内 で記載すること。
- ・ 余白の設定(文字数)は変更しない こと。ただし、行数については変更可 とする。
- ・ A4用紙1頁で作成 すること。(図表等の参考資料をA4用紙1頁で添付することは可とする。)
- ・ 重要度の高い順に箇条書きで簡潔に記載すること。
- ・ 当該工事の特性を十分把握した上で、工夫する事項について具体的に記載すること。
- ・ 次頁の「評価されない事項」を参考にすること。
- ・ 以下の項目については、削除のうえ作成すること。
 - 1 各項目の記載枠内に示した ※(記載すべき内容について)
 - 2 破線内の 【注意事項】

評価されない事項

○ 当該工事の特性に合わせたものでないもの

- ・ 設計図書，共通仕様書，法令及び各種指針，便覧，仕様書並びに各種基準に規定された内容を単に転写したもの
- ・ 施工箇所の特性（地形，地質，気象，環境，地域性等）が考慮されていないもの

○ 効果が不明確なもの

- ・ 提案内容の効果が証明されないもの
- ・ 曖昧な表現のもの
「必要に応じて・・・努力する。」，「原則として・・・」，「・・・するように努める。」，
「出来るだけ・・・」，「必要に応じて・・・」など
- ・ 実施することで品質の低下が懸念されるもの
- ・ 履行の確実性・実効性に疑義があるもの

○ その他

- ・ 仕様書や法令等に反する記載をしているもの
- ・ 施工時の安全性への配慮が欠けるもの
- ・ 工事目的物の変更が伴うもの
- ・ 各項目において，ひとつの提案とすべき内容を複数提案として分けたもの
- ・ 近接する他工事との調整や他機関等との協議を要するもの
- ・ 工夫の範疇を超えた，施工価格が大幅に上昇することが予想されるもの
- ・ その他

様式 2 - 5 号 (評価項目算定用)

宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合に係る誓約書

工事名

施工場所

開札日 令和 年 月 日

入札番号 NO. _____

上記工事を受注した際には、元請と 1 次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合を _____ % 以上とすることを誓約いたします。

なお、不履行の際にはいかなる措置を受けましても異論ありません。

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

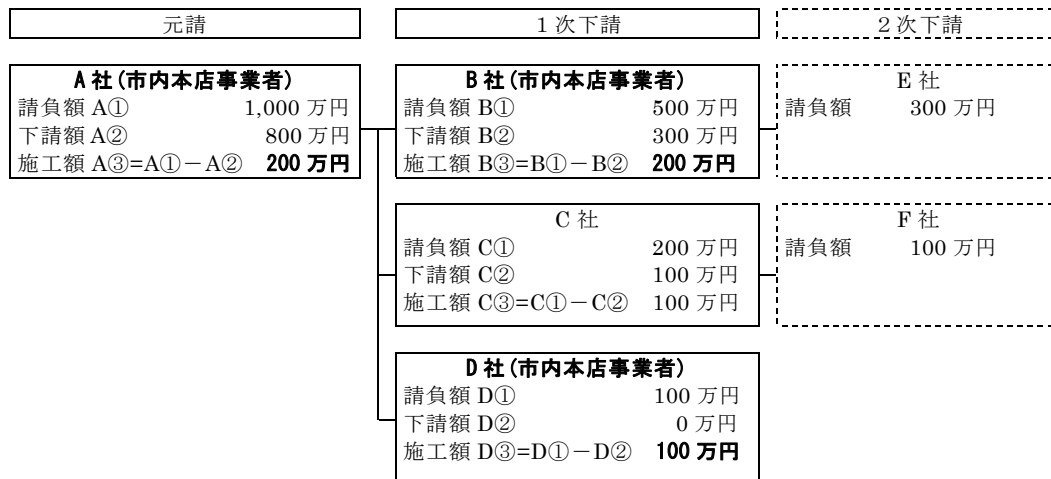
代表者氏名

印

(注)

- 1 元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合は、下記の例により算出する（金額は消費税を含む）。

請負金額：1,000万円



元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合

$$\begin{aligned} &= (\text{元請と1次下請の市内事業者施工額合計}) \div (\text{元請と1次下請の施工額合計}) \times 100 \\ &= (A③+B③+D③) \div (A③+B③+C③+D③) \times 100 \\ &= 500 \text{万円} \div 600 \text{万円} \times 100 \div \underline{\underline{83\%}} \text{(小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

- 2 元請が特定JVである場合は、その代表者を含む全構成員のうち、宇都宮市内に本店を有する事業者の出資比率の合計(%)を元請の施工額A③に乗じた額を、宇都宮市内に本店を有する事業者の元請施工額とみなす。

例) 上記の例で、元請が特定JVで、出資比率【代表者(市外事業者)50%、構成員1(市内事業者)30%、構成員2(市内事業者)20%】の場合

宇都宮市内に本店を有する事業者の元請施工額

$$= A③ \times (30\% + 20\%) = 200 \text{万円} \times 50\% = 100 \text{万円}$$

元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合

$$\begin{aligned} &= (100 \text{万円} + B③ + D③) \div (A③ + B③ + C③ + D③) \times 100 \\ &= 400 \text{万円} \div 600 \text{万円} \times 100 \div \underline{\underline{66\%}} \text{(小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

- 3 誓約書の内容の履行状況は、完成時に下請体制表により確認する。誓約書の内容が履行されない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。工事成績評定点の減点は、審査項目「法令遵守等」の文書注意相当とし最大2点を減点する。

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市上下水道事業管理者

住所(所在地)
商号又は名称
代表者氏名

技術評価に係る疑義について(照会)

下記の工事について、技術評価に係る疑義を次のとおり申し立てます。

- 1 工事名
- 2 施工場所
- 3 疑義の内容

令和 年 月 日

（あて先）宇都宮市上下水道事業管理者

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名

評価項目算定資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

1 工事名 _____

2 工事箇所 _____

3 評価項目算定資料

- ① 同種工事施工実績評価資料 (様式2-2号)
- ② 配置予定技術者評価資料 (様式2-3号)
- ③ 宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合に係る誓約書 (様式2-5号)

【連絡先】担当者 所 属
氏 名
電話番号
F A X

令和 年 月 日

（あて先）宇都宮市上下水道事業管理者

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名

評価項目算定資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

1 工事名 _____

2 工事箇所 _____

3 評価項目算定資料

- ① 同種工事施工実績評価資料 (様式2-2号)
- ② 配置予定技術者評価資料 (様式2-3号)
- ③ 宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合に係る誓約書 (様式2-5号)

【連絡先】担当者 所 属
氏 名
電話番号
F A X

令和 年 月 日

（あて先）宇都宮市上下水道事業管理者

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名

評価項目算定資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

1 工事名 _____

2 工事箇所 _____

3 評価項目算定資料

- ① 同種工事施工実績評価資料 (様式2-2号)
- ② 配置予定技術者評価資料 (様式2-3号)
- ③ 宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合に係る誓約書 (様式2-5号)
- ④ 施工場所からの本店距離等評価資料 (様式2-6号)

【連絡先】担当者 所 属
氏 名
電話番号
F A X

実績評価方式-土木系

評価項目算定資料一覧表

工事名
工事場所

所在地
商号又は名称
代表者氏名

No.	評価項目	評価基準	配点	該当する評価基準に○、又は状況等を記入する。 (応札者)	自己採点 (応札者)	評価結果 (発注者)
1	工事成績評定点 ※1	75点以上	5.0	※工事成績評定点の平均値を入力してください 点	※評価点を直接入力してください	
		67.0点以上75.0未満	4.95~1.0			
		67点未満又は工事成績評定点なし	0			
2	同種工事施工実績	元請実績あり	2.0			
		一次下請実績あり(条件を満たす)	1.0			
		一次下請実績あり(条件確認できず)	0.5			
		実績なし	0			
3	優良工事表彰状況 ※2 (過去5か年度の受賞の有無)	受彰歴があり同工種	1.0			
		受彰歴はあるが異なる工種	0.5			
		受彰歴はなし	0			
4	建設業労働災害防止協会 加入状況	加入	0.25			
		未加入	0			
5	配置予定技術者の 同種工事施工実績 ※3	実績あり	3.0			
		実績なし	0			
6	配置予定技術者が有する 国家資格等	1級国家資格者等	1.5			
		2級国家資格者	0.5			
		資格なし	0			
7	若手技術者等の配置	配置あり	0.5			
		配置なし	0			
8	継続教育学習制度への 取組み状況	実績あり	0.5			
		実績なし	0			
9	配置予定技術者の 工事成績評定点 ※3, ※4	75点以上	3.0	※工事成績評定点の平均値を入力してください 点	※評価点を直接入力してください	
		67.0点以上75.0未満	2.97~1.0			
		67点未満又は工事成績評定点なし	0			
10	ISO等取得状況	ISO9001及びISO14001	1.0			
		ISO9001及び事業所版環境ISO	0.75			
		ISO9001又はISO14001	0.5			
		事業所版環境ISO	0.25			
		なし	0			
11	宇都宮版CSR認証取得状況	取得あり	1.0			
		取得なし	0			
12	重機保有状況	5台以上	0.75	台		
		2台~4台	0.5			
		1台	0.25			
		0台	0			
13	技術職員数	10人以上	0.25	人		
		5人以上	0.15			
		5人未満	0			
14	市内事業者の施工割合 ※5	90%以上	0.25	%		
		50%以上90%未満	0.12			
		50%未満	0			
		合計			0.00	

※1 工事成績評定点は下式により算出する。
 評価点＝平均値／2－32.5(小数点第3位以下切捨て)

※2 優良工事表彰対象機関は
 ・宇都宮市長
 ・栃木県知事
 ・関東地方整備局長
 ・栃木県所長等
 ・関東地方整備局所長等
 とします。

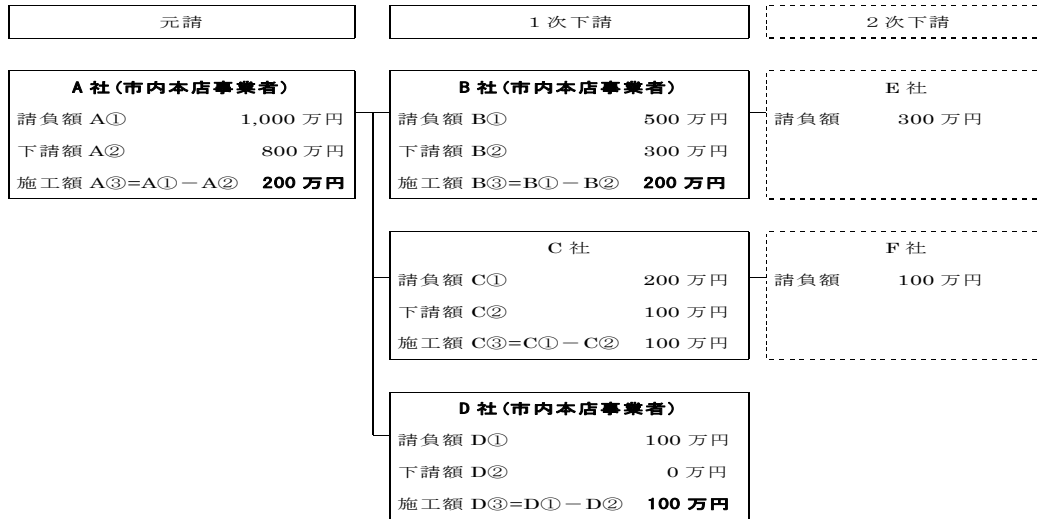
※3 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合の評価点については、最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

※4 配置予定技術者の工事成績評定点は下式により算出する。
 評価点＝平均値／4－15.75(小数点第3位以下切捨て)

※5 市内事業者の施工割合の算出方法

(1) 元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合は、下記の例により算出する。
 (金額は消費税を含む)。

請負金額：1,000万円



元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合
 = (元請と1次下請の市内事業者施工額合計) ÷ (元請と1次下請の施工額合計) × 100
 = (A③+B③+D③) ÷ (A③+B③+C③+D③) × 100
 = 500万円 ÷ 600万円 × 100 ≒ 83%(小数点以下切り捨て)

(2) 元請が特定JVである場合は、その代表者を含む全構成員のうち、宇都宮市内に本店を有する事業者の出資比率の合計(%)を元請の施工額A③に乗じた額を、宇都宮市内に本店を有する事業者の元請施工額とみなす。

例) 上記の例で、元請が特定JVで、出資比率【代表者(市外事業者)50%、構成員1(市内事業者)30%、構成員2(市内事業者)20%】の場合

宇都宮市内に本店を有する事業者の元請施工額
 = A③ × (30% + 20%) = 200万円 × 50% = 100万円

元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合
 = (100万円 + B③ + D③) ÷ (A③ + B③ + C③ + D③) × 100
 = 400万円 ÷ 600万円 × 100 ≒ 66%(小数点以下切り捨て)

◎ 算定基準をよく確認のうえ、太線内を記入してください。

◎ 「自己採点(応札者)」欄に入力する各項目の評価点と合計は、小数点第2位まで表示してください。

◎ このエクセルはPDF等に変換しないでください。

実績評価方式-建築系

評価項目算定資料一覧表

工事名
工事場所

所在地
商号又は名称
代表者氏名

No.	評価項目	評価基準	配点	該当する評価基準に○, 又は状況等を記入する。 (応札者)	自己採点 (応札者)	評価結果 (発注者)
1	工事成績評定点 ※1	75点以上	5.0	※工事成績評定点の平均値を入力してください 点	※評価点を直接入力してください	
		67.0点以上75.0未満	4.95~ 1.00			
		67点未満又は工事成績評定点なし	0			
2	同種工事施工実績	元請実績あり	2.0			
		一次下請実績あり(条件を満たす)	1.0			
		一次下請実績あり(条件確認できず)	0.5			
		実績なし	0			
3	優良工事表彰状況 ※2 (過去5か年度の受賞の有無)	受彰歴があり同工種	1.0			
		受彰歴はあるが異なる工種	0.5			
		受彰歴はなし	0			
4	建設業労働災害防止協会 加入状況	加入	0.25			
		未加入	0			
5	配置予定技術者の 同種工事施工実績 ※3	実績あり	3.0			
		実績なし	0			
6	配置予定技術者が有する 国家資格等	1級国家資格者等	1.5			
		2級国家資格者	0.5			
		資格なし	0			
7	若手技術者等の配置	配置あり	0.5			
		配置なし	0			
8	継続教育学習制度への 取組み状況	実績あり	0.5			
		実績なし	0			
9	配置予定技術者の 工事成績評定点 ※3, ※4	75点以上	3.0	※工事成績評定点の平均値を入力してください 点	※評価点を直接入力してください	
		67.0点以上75.0未満	2.97~ 1.0			
		67点未満又は工事成績評定点なし	0			
10	ISO等取得状況	ISO9001及びISO14001	1.0			
		ISO9001及び事業所版環境ISO	0.75			
		ISO9001又はISO14001	0.5			
		事業所版環境ISO	0.25			
		なし	0			
11	宇都宮版CSR認証取得状況	取得あり	1.0			
		取得なし	0			
12	重機保有状況	1台以上	0.25		台	
		0台	0			
13	技術職員数	10人以上	0.75		人	
		5人以上	0.25			
		5人未満	0			
14	市内事業者の施工割合 ※5	90%以上	0.25		%	
		50%以上90%未満	0.12			
		50%未満	0			
合計					0.00	

※1 工事成績評定点は下式により算出する。
 評価点＝平均値／2－32.5(小数点第3位以下切捨て)

※2 優良工事表彰対象機関は
 ・宇都宮市長
 ・栃木県知事
 ・関東地方整備局長
 ・栃木県所長等
 ・関東地方整備局所長等
 とします。

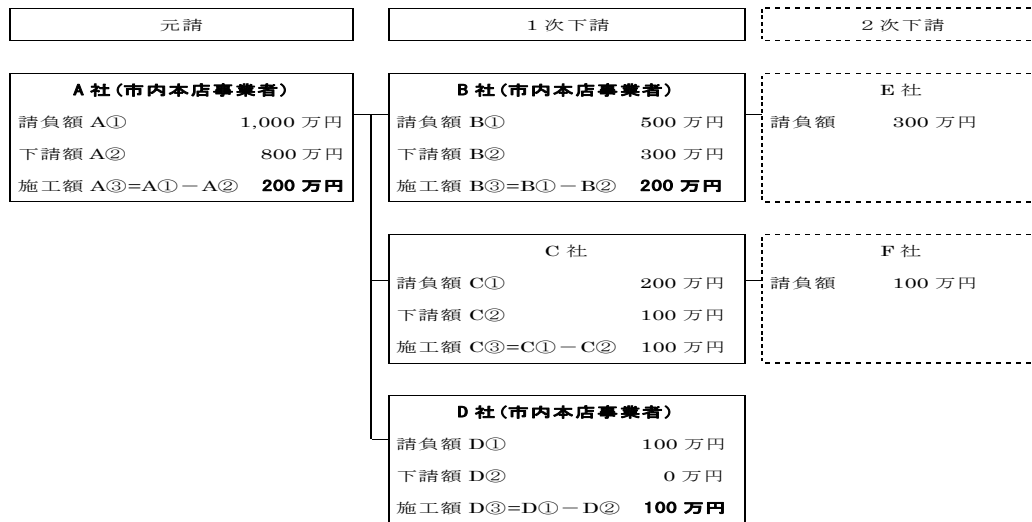
※3 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合の評価点については、最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

※4 配置予定技術者の工事成績評定点は下式により算出する。
 評価点＝平均値／4－15.75(小数点第3位以下切捨て)

※5 市内事業者の施工割合の算出方法

(1) 元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合は、下記の例により算出する(金額は消費税を含む)。

請負金額：1,000万円



元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合

$$\begin{aligned}
 &= (\text{元請と1次下請の市内事業者施工額合計}) \div (\text{元請と1次下請の施工額合計}) \times 100 \\
 &= (A③+B③+D③) \div (A③+B③+C③+D③) \times 100 \\
 &= 500万円 \div 600万円 \times 100 \div 83\% (\text{小数点以下切り捨て})
 \end{aligned}$$

(2) 元請が特定JVである場合は、その代表者を含む全構成員のうち、宇都宮市内に本店を有する事業者の出資比率の合計(%)を元請の施工額A③に乗じた額を、宇都宮市内に本店を有する事業者の元請施工額とみなす。

例) 上記の例で、元請が特定JVで、出資比率【代表者(市外事業者)50%、構成員1(市内事業者)30%、構成員2(市内事業者)20%】の場合

宇都宮市内に本店を有する事業者の元請施工額
 $= A③ \times (30\% + 20\%) = 200万円 \times 50\% = 100万円$

元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合
 $= (100万円 + B③ + D③) \div (A③ + B③ + C③ + D③) \times 100$
 $= 400万円 \div 600万円 \times 100 \div 66\% (\text{小数点以下切り捨て})$

◎ 算定基準をよく確認のうえ、太線内を記入してください。

◎ 「自己採点(応札者)」欄に入力する各項目の評価点と合計は、小数点第2位まで表示してください。

◎ このエクセルはPDF等に変換しないでください。

実績評価方式-ほ装系

評価項目算定資料一覧表

工事名 _____
 工事場所 _____

所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者氏名 _____

No.	評価項目	評価基準	配点	該当する評価基準に○、又は状況等を記入する。(応札者)	自己採点(応札者)	評価結果(発注者)
1	工事成績評定点 ※1	75点以上	5.0	※工事成績評定点の平均値を入力してください	※評価点を直接入力してください	
		67.0点以上75.0未満	4.95~1.0			
		67点未満又は工事成績評定点なし	0			
2	同種工事施工実績	元請実績あり	1.0			
		一次下請実績あり(条件を満たす)	0.3			
		一次下請実績あり(条件確認できず)	0.15			
		実績なし	0			
3	建設業労働災害防止協会加入状況	加入	0.25			
		未加入	0			
4	配置予定技術者の同種工事施工実績 ※2	実績あり	3.0			
		実績なし	0			
5	配置予定技術者が有する国家資格等	1級国家資格者等	1.0			
		2級国家資格者	0.5			
		資格なし	0			
6	若手技術者等の配置	配置あり	0.25			
		配置なし	0			
7	継続教育学習制度への取組み状況	実績あり	0.25			
		実績なし	0			
8	災害時協力協定締結状況	締結あり	1.0			
		締結なし	0			
9	重機保有状況	10台以上	1.0		台	
		5台~9台	0.75			
		2台~4台	0.5			
		1台	0.25			
		0台	0			
10	技術職員数	10人以上	0.25		人	
		5人以上	0.15			
		5人未満	0			
11	市内事業者の施工割合 ※3	90%以上	0.5		%	
		50%以上90%未満	0.25			
		50%未満	0			
12	施工場所からの本店距離等	本店まで直線距離1km以内	5.0	本店までの直線距離	km	
		本店まで直線距離2km以内	4.25			
		本店まで直線距離3km以内	3.5			
		本店まで直線距離4km以内	2.75			
		本店まで直線距離5km以内	2.0			
本店まで直線距離3km超で直線距離3km以内の施工実績あり	3.0	本店までの直線距離	3km以上	隣の施工場所までの直線距離	km	
	上記以外(該当なし)	0				
13	給配水管修繕・下水道管きよ施設修繕業務実績	契約実績あり	1.0			
		契約実績なし	0			
14	消防団活動協力	認定あり	0.5			
		認定なし	0			
合計					0.00	

※1 工事成績評定点は下式により算出する。
 評価点＝平均値／2－32.5(小数点第3位以下切捨て)

※2 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合の評価点については、最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

※3 市内事業者の施工割合の算出方法

(1) 元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合は、下記の例により算出する。
 (金額は消費税を含む)。

請負金額：1,000万円

元請	1次下請	2次下請
A社(市内本店事業者) 請負額 A① 1,000万円 下請額 A② 800万円 施工額 A③=A①-A② 200万円	B社(市内本店事業者) 請負額 B① 500万円 下請額 B② 300万円 施工額 B③=B①-B② 200万円	E社 請負額 300万円
	C社 請負額 C① 200万円 下請額 C② 100万円 施工額 C③=C①-C② 100万円	F社 請負額 100万円
	D社(市内本店事業者) 請負額 D① 100万円 下請額 D② 0万円 施工額 D③=D①-D② 100万円	

元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合
 =(元請と1次下請の市内事業者施工額合計)÷(元請と1次下請の施工額合計)×100
 =(A③+B③+D③)÷(A③+B③+C③+D③)×100
 =500万円÷600万円×100≒83%(小数点以下切り捨て)

(2) 元請が特定JVである場合は、その代表者を含む全構成員のうち、宇都宮市内に本店を有する事業者の出資比率の合計(%)を元請の施工額A③に乗じた額を、宇都宮市内に本店を有する事業者の元請施工額とみなす。

例) 上記の例で、元請が特定JVで、出資比率【代表者(市外事業者)50%、構成員1(市内事業者)30%、構成員2(市内事業者)20%】の場合

宇都宮市内に本店を有する事業者の元請施工額
 =A③×(30%+20%)=200万円×50%=100万円

元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合
 =(100万円+B③+D③)÷(A③+B③+C③+D③)×100
 =400万円÷600万円×100≒66%(小数点以下切り捨て)

◎ 算定基準をよく確認のうえ、太線内を記入してください。

◎ 「自己採点(応札者)」欄に入力する各項目の評価点と合計は、小数点第2位まで表示してください。

◎ このエクセルはPDF等に変換しないでください。

(注)

- 1 特定JVに係る入札の場合は、実績を有する構成員について提出すること。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 請負金額の()は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇□□JV(出資比率〇〇%)と記載すること。
- 5 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。(面積・数量等を明記)
- 6 当該工事の内容が、評価基準に該当する工事であり、かつ完了していることを証明できるもの(竣工時工事カルテ、検査結果通知書、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し)を添付すること。
- 7 一次下請の実績の場合は、上記6のほか、元請事業者との契約関係が証明できるものを添付すること。

配置予定技術者評価資料

工事名 : _____

工事場所 : _____ 商号又は名称 : _____

区	分	主任技術者 監理技術者 現場代理人	ふりがな 氏名		年齢	歳
所 属 会 社				建設業許可番号	-	

国家資格証明書等の番号		取得年月日	年 月 日
監理技術者資格者証番号		交付年月日	年 月 日
監理技術者講習修了証番号		修了年月日	年 月 日

工 事 経 験	発 注 者 名	
	工 事 名	
	工 事 箇 所	
	請 負 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従 事 役 職	
	工 事 概 要	
CORINS 登録の有無	・有 (CORINS 登録番号)	・無

評価対象となる 工事成績評定点の有無	・有	・無
-----------------------	----	----

継続教育学習制度への取組	・有	・無
--------------	----	----

若手技術者等の配置	・有	・無
-----------	----	----

(注)

(共通)

- 1 特定JVに係る入札の場合は、代表者について提出すること。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合であっても、配置予定技術者の有する資格証等の写しを添付し本書を提出すること。
- 3 本工事に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。なお、現場代理人については、若手技術者等を配置する場合のみ作成すること。
- 4 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

(資格について)

- 5 国家資格者等にあつては、当該資格証明書等の写しを添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者は、監理技術者証の写しのみで足りる。）

(工事経験について)

- 6 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 工事経験を有する工事は、同種工事施工実績評価資料（様式2-2号）の工事と同一でなくてもよい。
- 8 当該工事の内容が、評価基準に該当する工事で、かつ終了していることを証明できるもの（竣工時工事カルテ、検査結果通知書、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し）を添付すること。

(評価対象となる工事成績評定点の有無について)

- 9 過去3か年度(公告日の属する年度を含まない)に、配置予定技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事がある場合に「有」を選択すること。ただし、参加申請する案件と同工種の工事で、工事成績評定点があるものに限る。
- 10 「有」を選択した場合、市で評価対象となる平均点を算出する。「無」を選択した場合は、算出しない。

(継続教育学習について)

- 11 公告文に記載した協会等の発行する証明書の写しを添付すること。（ただし、開札日から過去1年間に取得していることが証明できるものに限る。インターネット上の検索結果の写しは不可。）

(若手技術者等について)

- 12 技術者等が35歳以下の国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者、若しくは技術者等が35歳超の国家資格等取得後5年以内又は実務経験5年以上10年以下の技術者を配置する場合は「有」を選択すること。
- 13 実務経験者を配置する場合は、実務経験経歴書を添付すること。

実務経験経歴書（主任技術者用）

ふりがな 技術者氏名		生年月日	昭和	年	月	日
			平成			
最終学歴	(学科)					
	昭和・平成 年 月卒業					
実務経験業種		実務経験年数	年			
法該当区分 (該当区分に○)	建設業法第7条第2号 イ・ロ・ハ					
実務経歴	実務内容	経験期間	所属会社名			
		自 年 月 至 年 月				
		自 年 月 至 年 月				
		自 年 月 至 年 月				
		自 年 月 至 年 月				
		自 年 月 至 年 月				
主任技術者としての工事施工経験の有無						
<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 宇都宮市発注工事 <input type="checkbox"/> その他官公庁 <input type="checkbox"/> 民間) <input type="checkbox"/> 無						
過去に公共工事に携わった経験(元請・下請含む)の有無						
<input type="checkbox"/> 有 (実務内容:) <input type="checkbox"/> 無						

上記のとおり相違ありません。

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

実務経験経歴書（現場代理人用）

ふりがな 技術者氏名		生年月日	昭和	年	月	日
			平成			
実務経験業種		実務経験年数	年			
実務経歴	実務内容	経験期間	所属会社名			
		自 年 月 至 年 月				
		自 年 月 至 年 月				
		自 年 月 至 年 月				
		自 年 月 至 年 月				
		自 年 月 至 年 月				
現場代理人又は主任技術者としての工事施工経験の有無						
<input type="checkbox"/> 有 （ <input type="checkbox"/> 宇都宮市発注工事 <input type="checkbox"/> その他官公庁 <input type="checkbox"/> 民間 ） <input type="checkbox"/> 無						
過去に公共工事に携わった経験（元請・下請含む）の有無						
<input type="checkbox"/> 有 （実務内容： ） <input type="checkbox"/> 無						

上記のとおり相違ありません。

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

様式 2 - 5 号 (評価項目算定用)

宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合に係る誓約書

工事名

施工場所

開札日 令和 年 月 日

入札番号 NO. _____

上記工事を受注した際には、元請と 1 次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合を _____%以上とすることを誓約いたします。

なお、不履行の際にはいかなる措置を受けましても異論ありません。

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

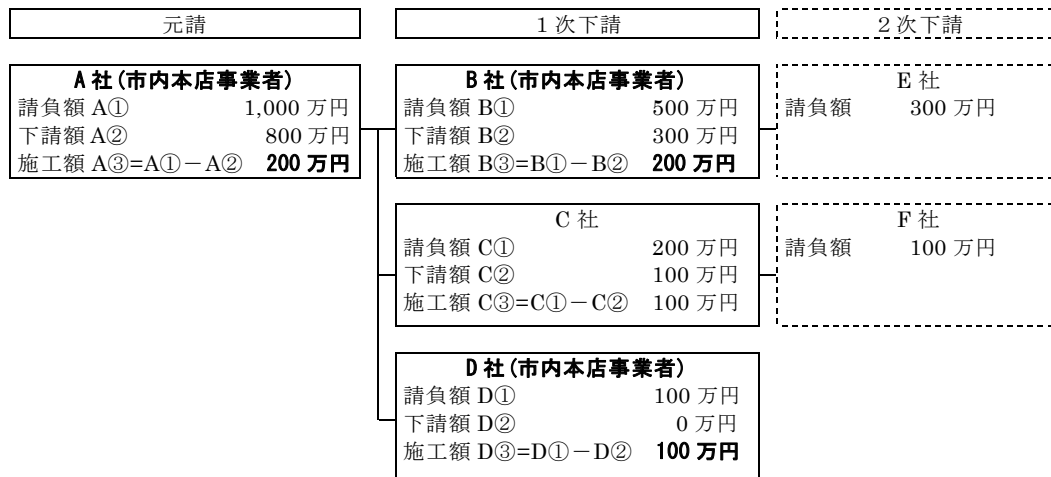
代表者氏名

印

(注)

- 1 元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合は、下記の例により算出する（金額は消費税を含む）。

請負金額：1,000万円



元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合

$$\begin{aligned} &= (\text{元請と1次下請の市内事業者施工額合計}) \div (\text{元請と1次下請の施工額合計}) \times 100 \\ &= (A③+B③+D③) \div (A③+B③+C③+D③) \times 100 \\ &= 500 \text{万円} \div 600 \text{万円} \times 100 \div \underline{\underline{83\%}} \text{(小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

- 2 元請が特定JVである場合は、その代表者を含む全構成員のうち、宇都宮市内に本店を有する事業者の出資比率の合計(%)を元請の施工額A③に乗じた額を、宇都宮市内に本店を有する事業者の元請施工額とみなす。

例) 上記の例で、元請が特定JVで、出資比率【代表者(市外事業者)50%、構成員1(市内事業者)30%、構成員2(市内事業者)20%】の場合

宇都宮市内に本店を有する事業者の元請施工額

$$= A③ \times (30\% + 20\%) = 200 \text{万円} \times 50\% = 100 \text{万円}$$

元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する事業者の施工割合

$$\begin{aligned} &= (100 \text{万円} + B③ + D③) \div (A③ + B③ + C③ + D③) \times 100 \\ &= 400 \text{万円} \div 600 \text{万円} \times 100 \div \underline{\underline{66\%}} \text{(小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

- 3 誓約書の内容の履行状況は、完成時に下請体制表により確認する。誓約書の内容が履行されない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。工事成績評定点の減点は、審査項目「法令遵守等」の文書注意相当とし最大2点を減点する。

施工場所からの本店距離等評価資料

工事名 : _____

施工場所 : _____ 商号又は名称 : _____

(1) 本店	所在地	
	今回の施工場所から本店所在地までの直線距離	(いずれかに○をつけること) 1 km以内 2 km以内 3 km以内 ※ 3 km以内の場合は(1)のみ記載する。 4 km以内 5 km以内 5 km超 ※ 3 km超で(2)に該当する場合は(2)に記載する。

今回の施工場所から本店所在地までの直線距離が 3 km 超で、近隣での施工場所までの直線距離が 3 km 以内の施工実績がある場合は次に記載してください。

(2) 近隣での施工実績	発注者名	
	工事名	
	近隣での施工場所	
	請負金額	円
	今回の施工場所から近隣での施工場所までの位置図	今回の施工場所から近隣での施工場所までの直線距離 _____ k m

提出書類の枚数	枚
---------	---

(注)

(本店について)

- 1 宇都宮市建設工事入札参加有資格者名簿に記載の本店（建設業法上の主たる営業所）の所在地を記載すること。
- 2 記載された距離については、評価資料受領後、宇都宮市庁内イントラネットシステム上の電子地図（以下「電子地図」という）を使用して改めて計測し、修正することがある。この場合の本店所在地は、記載された本店所在地の地番又は住居表示を電子地図に入力した際に表示される地点とし、距離は、工事の施工範囲のうち、本店所在地に最も近い点から本店所在地までを結んだ直線距離とする。

(近隣での施工実績について)

- 3 今回の工事場所の近隣での過去の施工実績について記載すること。複数ある場合は、距離が最も近いものについて記載すること。
- 4 (1)が3km超となった場合のみ評価する。
- 5 宇都宮市又は宇都宮市上下水道局発注の請負金額500万円超の建設工事で、開札日から過去10年以内に完成したものに限る。工事の種類は問わない。
- 6 当該工事の内容が、上記5に該当すること及び施工場所が確認できる資料（竣工時工事カルテ、検査結果通知書、契約書、設計書などの写し）を添付すること。施工場所が明確に確認できない場合は評価しない。
- 7 今回の施工場所から近隣での施工場所の位置図には、地図を記載するとともに、今回の施工場所と近隣での施工場所を記載し、距離を明記すること。地図については、別紙でも可とする。
- 8 記載された距離については、評価資料受領後、電子地図を使用して改めて計測し、修正することがある。この場合の距離は、2つの工事の施工範囲のうち、互いに最も近い点を結んだ直線距離とする。

工事成績評定点に関する質問書

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記のとおり、自社で受注した宇都宮市上下水道事業管理者発注工事の工事成績評定点に関して質問します。

開 札 日	令和 年 月 日	入 札 番 号	
案 件 名			
工 事 場 所 履 行 場 所			

なお、本質問に関する問い合わせは下記までお願いします。

担 当 者 名		T E L	
---------	--	-------	--

No.	工事完成 年度	工 事 名 (工 事 場 所)
1		
2		
3		
4		
5		

(注) 行が足りない場合は、行を追加して記入してください。